

## 事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	地域生活定着支援事業	
主管部局・課室	社会・援護局総務課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	Ⅶ	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	2	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
施策目標	2-1	地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
個別目標	1	ホームレスの自立を促進すること
個別目標	2	地域福祉を促進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること
個別目標	3	福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること

## 1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

刑務所出所者は、親族等が引き受けない、就労が確保できない、あるいは、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず適切な支援が行われなかったために出所後の行き場所が定まらない者が多い。こうした者は、刑務所出所後も自立した生活を送ることができないため、再犯を繰り返すことが多い。

そこで、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者（高齢者・障害者等中心）について、矯正機関、更生保護機関及び福祉機関が連携して、刑務所に入所中から、帰住地において受刑者が出所後必要となる福祉サービスにつなげるための準備を行うこと等により、刑務所出所者の社会復帰を支援し、もって再犯防止対策に資する施策を推進する。

現状・問題分析に関連する指標

	H15	H16	H17	H18	H19
1 刑務所出所者総数（単位：人）	28,170	29,533	30,037	30,600	集計中
2 刑務所入所前に住所不定である者の人員（単位：人）	7,737	7,946	8,070	8,130	集計中

（調査名・資料出所、備考）

- ・矯正統計（法務省）による。
- ・平成19年の調査結果については、平成20年9月頃公表予定。

## 2. 事業の内容

## (1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所  
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
その他（ ）

## (2) 事業の内容（概要）

**新規・一部新規**  
刑務所入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障害者手帳の発給、年金受給など）につなげるための準備を、各都道府県の保護観察所と協働して進めるため、地域生活定着支援センター（仮称）を都道府県ごとに1つ、設置する。  
地域生活定着支援センター（仮称）は、刑務所所在地における、刑務所入所者の帰住

(整理番号25)

先決定、ニーズ把握等の事前調整を行う役割と、帰住予定地における入所者の生活保護受給、福祉サービス利用の受入先調整を行う役割の2つの役割を併せ持つ。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 ( )					
予算額 (単位: 百万円)	H17	H18	H19	H20	H21
	-	-	-	-	611
※「H21」については予算概算要求額					
※ ( ) は、一部新規事業の拡充部分に係る予算額					

3. 事業の目標

事業の目標	
福祉的な支援を必要とする刑務所出所者 (高齢者・障害者等中心) について、司法と福祉が連携して、刑務所に入所中から、帰住地において受刑者が出所後必要となる福祉サービスにつなげるための準備を行うことにより、刑務所出所者の社会復帰を支援し、もって再犯防止対策に資する施策を推進する。	
政策効果が発現する時期	平成21年度以降

4. 評価指標

アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 地域生活定着支援センター (仮称) における相談・調整件数	本事業による相談・調整件数は、法務関係機関と同センターの連携により、当該刑務所出所者に対して行った福祉的支援の状況を示すものである。
2	
(調査名・資料出所、備考) 各事業実施者からの報告による。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無 (主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため行う事業であり、行政としての本来業務であるため、行政の関与は不可欠である。			
国で行う必要性の有無 (主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 安心・安全の観点から、再犯防止のため、司法施策を所管する法務省と連携して行うものであり、国が、全都道府県でネットワークを組んで行わなければならない性質のものである。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 国として責任を持って行う必要のある事業であるため民営化にはなじまないが、円滑な社会復帰を支援するためには、地域の福祉のネットワークとのつながりが求められるため、社会福祉法人やNPO法人などへの委託が可能であると考えられる。			
他の類似事業 (他省庁分を含む) がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	
(有の場合の整理の考え方)			

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路 (投入→活動→結果→成果)
刑務所と地域の福祉のネットワークをつなげる拠点の整備→全国的な司法と福祉のネットワークの形成→刑務所出所者の地域生活定着→再犯の少ない安心・安全な社会の実現

事業の有効性

本事業の実施により、全国的な福祉と司法のネットワークが形成され、従来、出所後も適切な支援を受けられなかった出所者が円滑に地域生活に定着し、再犯の少ない安心・安全な社会づくりに資する。

(3) 効率性の評価

従来、司法と福祉が連携できていなかった分野において、法務省と連携して、厚生労働省が事業を行うことで、全国的に効率的な司法と福祉の連携体制が整う。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし

(5) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

なし

②各種政府決定との関係及び遵守状況

「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日閣議決定)において、「再犯防止の観点から、地域社会・民間企業の協力や社会福祉との連携等を図りつつ、矯正施設及び社会内における処遇の充実や出所者等の社会復帰支援を効率的に実施する。」とされた。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし

④会計検査院による指摘

なし

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし